

定年退職、再雇用どちらを選ぶ？

退職のタイミングで変わる税金等

先日の首相所信表明演説で、70歳まで働ける社会にしていこうと公言されました。以前から、65歳以降の再雇用制度の見直しもされていますし、年金支給開始も遅らせる検討をするなど、70歳までの雇用はさらに現実味を帯びてきました。自営業や経営者などでない限り、ほとんどの方が迎える定年退職。40年近く勤めあげた功勞もどう進め、第2の人生をどう過ごすかは、多くの人にとって重要な判断に迷われる方も多くいらっしゃると思います。退職金が入ってくることで、当面の生活には65歳までは再雇用という道が残っているように思えます。しかし、このお入は継続を希望しませんでした。このお入だけでは、将来の選択に正解はありませんが、この後厚生年金(報酬比例部分)の保証という点が明確かどうかにあると考えます。

不安のない方や、おまじの教育費、養育費がかかるケースなどさまざまでしょう。金銭面での問題なのか、雇用面での問題なのかは、十人十色といえます。

先日、定年を過ぎたお二人にお話を伺う機会がありました。お一人はきっぱりと退職し第2の人生をスタートさせ、もうお一人は1年間の再雇用を終了し、しばらくゆっくりしたいとの意向でした。現在の日本は65歳までの雇用を義務付けているので、希望すれば65歳までは再雇用という道が残っているように思えます。しかし、このお入は継続を希望しませんでした。このお入だけでは、将来の選択に正解はありませんが、この後厚生年金(報酬比例部分)の保証という点が明確かどうかにあると考えます。

あるのかを確認してみよう。再雇用を選択せず退職する上で、退職後の公的保険の適用を受けることができます。定年退職後、再雇用されずに退職した場合、雇用保険の基本手当(一般的に失業給付)は、1500日分です。以前は360日分受給できていたことを考えると、ここで引退ではなく、継続的に働きまようとする国の意図も見え隠れしているような気がいたします。基本的に、基本手当の受給期限は退職後1年間。これは定年退職でも同じことです。ただし、定年退職後一定期間の旅行をしてみたい場合などで申し出を行うことで1年間延長することができます。1年後、基本手当を受給しながら就職活動を行うという余裕が生まれます。

再雇用の賃金で年金を調整

高齢雇用継続給付金も視野に入れて

年金」といい、大きく3つのパターンに分かれます。年金額の月額と標準報酬月額を合わせたものが、28万円を超えなければ、男性であれば63歳にならないと特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)は支給されません。女性は65歳まで5年遅れず60歳や61歳から支給されるケースもあります。

一方、再雇用の道を再雇用によって受給する場合は、65歳を超えて46万円になります。幅は広がります。合わせて、雇用保険からは高齢雇用継続給付金が、最大15%支給されることにも注意が必要です。

一方で、再雇用の道を選択すると、多くの企業では賃金が70%から60%程度に下がることが多くなります。基本的には、その金額で働くモチベーションが保てるかどうかの問題になります。これは、先日判決のあった定年再雇用に関する賃金についての判例にも反映されているように、今後の再雇用の賃金問題に大きな影響を及ぼすことは間違いありません。仮に、再雇用後数年で退職すると、基本手当の金額は退職時から遡って6か月と金額を増やし、それを補うように資本金形成することがうまく併用されるかもしれません。70歳まで働かなければならない時代は遠い未来ではありません。それより実質的にとらえる時代に入ってきたといえます。お客さまが近い将来の動き方をどのように考えているかでの確かなアドバイザーの内容が変わってきます。ぜひ公的保険の有用性を今一度確認いただくことが奏功すると思います。

今が旬の情報提供を

~第20回~

公的保険アドバイザーからの情報特旬便!

(一社)公的保険アドバイザー協会 福島 紀夫



<https://siaa.or.jp/>

今後の高齢化社会の中での雇用などの自身の資産運用の調整されるケースもあります。これを「在職老齢年金」が、最大15%支給されることにも注意が必要です。

65歳を超えて46万円になります。幅は広がります。合わせて、雇用保険からは高齢雇用継続給付金が、最大15%支給されることにも注意が必要です。

「保険業界向けセミナー」好評開催中!

- 大阪 11月21日(水)
- 福岡 11月28日(水)
- 東京 12月13日(木)

70歳まで働ける社会に向けて 公的保険の有用性を確認しよう